

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等の発行業務要領

株式会社日本住宅保証検査機構

目 次

第1章 省エネ住宅ポイント制度に係る審査について

- . 省エネ住宅ポイント発行に係る審査の対象及び証明書等の種類について 1
- . 審査上の留意点について 7

第2章 省エネ住宅ポイント制度に係る業務手順・要領等

- . 審査・発行を行う機関、実施者 3 4
- . 業務の手順・要領 3 4
- . 適合審査に必要な提出図書 3 4
- . 適合審査の実施 3 5
- . 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等の発行 3 6
- . 変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した機関に限る） 3 6

第3章 省エネポイント住宅制度用耐震改修証明書について 3 7

第4章 秘密保持等について 3 9

- 各種様式 4 2

第1章 省エネ住宅ポイント制度に係る審査について

この業務要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員である株式会社日本住宅保証検査機構（以下「評価機関」という。）が実施する新築住宅に係る「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」及び「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」の発行に関する業務について適用する。なお、本要領において用いる主な用語の定義は以下のとおりとする。

- 1．一戸建ての住宅とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- 2．共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3．住宅事業建築主基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）をいう。
- 4．省エネ基準とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）または住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）をいう。
- 5．この要領において「現行の耐震基準」とは、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準または耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」をいう。

・省エネ住宅ポイント発行に係る審査の対象及び証明書等の種類について

1．審査対象

評価機関の審査の対象となる、新築に係る省エネ住宅ポイント発行対象は以下の（1）から（3）に分類されるとともに、省エネ住宅ポイントの取得の申請のため（4）に定める省エネ住宅ポイント対象住宅証明書類（以下「証明書類」という。）が必要となる。

（1）注文住宅タイプ

契約 1	平成26年12月27日（閣議決定日）～
着工 2	契約締結日～平成28年3月31日まで
完了報告	平成28年9月30日 3まで

- 1 所有者となる発注者（入居者）と施工者との工事請負契約（変更契約を含む。）
- 2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手
- 3 共同住宅等で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

(2) 分譲売買タイプ

契約 1	平成 26 年 12 月 27 日 (閣議決定日) ~
着工 2	契約締結日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日まで
完了報告	平成 28 年 9 月 30 日 3 まで

1 分譲住宅の発注者 (不動産会社、販売会社など) と施工者との工事請負契約 (変更契約を含む。)

2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

3 共同住宅等で 10 階以下は平成 29 年 3 月 31 日、11 階以上は平成 30 年 3 月 31 日

(3) 完成済み購入タイプ

完成 1	平成 26 年 12 月 26 日までに完成済みの新築住宅 2
売買契約	補正予算の予算成立日以降

1 完了検査済証の日付が平成 26 年 12 月 26 日以前であること

2 完成 (完了検査済証の日付) から売買契約締結日までの期間が 1 年以内であり、一度も居住者がいなかったもの

(4) 省エネ住宅ポイントの取得を申請しようとする者は、省エネ住宅ポイント事務局に必要な添付書類を添えて申請書を提出することとなるが、新築住宅に係る申請書類の一部に評価機関が交付する書類等が位置付けられている。具体的には対象となる住宅の構造種別等に応じ表 1-1 に定める証明書類等が必要となるが、表中太字部分が評価機関の交付する証明書類となっている。

表 1-1 証明書類の種類と交付元

構造	基準	証明書類名	交付元
一般 (全ての構造)	省エネ法に基づくトプランナー基準	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	登録住宅性能評価機関
		住宅省エネラベルの適合証	登録建築物調査機関
		フラット 3.5 S (金利 A プラン、省エネルギー性) 適合証明書	適合証明検査機関
	一次エネルギー消費量等級 5	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	登録住宅性能評価機関
		設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 5)	
		低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証	特定行政庁
木造	一次エネルギー消費量等級 4	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	登録住宅性能評価機関
		設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 4)	

		フラット35S適合証明書（金利Bプラン、省エネルギー性）	適合証明検査機関
断熱等性能等級4、省エネルギー対策等級4		省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	登録住宅性能評価機関
		設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書（断熱等性能等級4又は省エネルギー対策等級4）	
		長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証	
		長期優良住宅建築等計画認定通知書	特定行政庁
		フラット35S適合証明書（金利Bプラン、省エネルギー性）	適合証明検査機関
		すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書（省エネルギー性に限る。）	登録住宅性能評価機関
		贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	登録住宅性能評価機関 指定確認検査機関 住宅瑕疵担保責任保険法人

2. 適用基準の概要

証明書類の審査に際し、構造種別等に応じ適用される基準は、表1-2のとおりとなっている。

表1-2 省エネ住宅ポイント対象住宅基準

	一般（全ての構造）	木造
省エネ性能	省エネ法に基づく 「トップランナー基準 1」相当 2	一次エネルギー消費量等級 等級4 3
	一次エネルギー消費量等級 等級5 3	断熱等性能等級 等級4
		省エネルギー対策 等級4 4 (平成11年基準)
<p>1 省エネ法に基づく「住宅事業建築主の判断基準」をいう。</p> <p>2 共同住宅の場合、本制度の対象となるトップランナー基準相当の基準として、表1-3で記載する「省エネポイント対象住宅基準（共同住宅用）」を適用する。</p> <p>3 住宅性能表示基準は、平成27年4月1日から完全施行であるが、それ以前の期間も省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行可能。</p> <p>4 省エネ住宅ポイントのみを申請する場合は、平成27年4月1日以降の申請であっても省エネルギー対策等級4（平成11年基準相当）の基準を適用することができる。なお、住宅性能評価、長期優良住宅などの他制度と併用して利用する場合には、他制度を利用することができなくなるため、申請者へその旨確認すること</p>		

が望ましい(表1-5 1~3参照。)

表1-3 省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)

地域区分		断熱性能要件	断熱性能以外の要件 (表1-4参照)
1地域 2地域	地域 (a、 b)	断熱等性能等級4 または 省エネルギー対策等級4	以下の ~ のいずれかの仕様を満たすもの 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 熱交換型換気を採用する場合 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合 燃料電池を採用する場合
3地域 4地域	地域 地域	(省エネ住宅ポイントのみを申請する場合は、平成27年4月1日以降の申請であっても省エネルギー対策等級4(平成11年基準相当)の基準を適用することができる。)	以下の ~ のいずれかの仕様を満たすもの 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 熱交換型換気を採用する場合 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合 燃料電池を採用する場合
5地域 6地域 7地域	地域 (a、 b) 地域		以下の ~ のいずれかの仕様を満たすもの 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 燃料電池及び節湯水栓を採用する場合 開口部において高断熱仕様の窓を有する場合
8地域	地域		以下の ~ のいずれかの仕様を満たすもの 高効率給湯機及び節湯水栓を採用する場合 太陽熱利用システム及び節湯水栓を採用する場合 燃料電池及び節湯水栓を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

(1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合

(2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

開口部(玄関・勝手口ドアを除く。)の熱貫流率が、1(a)、2(b)及び3()
地域にあっては1.9以下、4()地域にあっては、2.91以下、5(a)、6(b)及び7
()地域にあっては4.07以下とする。

表 1-4 省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）設備要件

対象設備		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上（ただし寒冷地仕様は2.7 以上）であること。
	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）	給湯部熱効率が94%以上であること
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	連続給湯効率が94%以上であること。
	ガスエンジン給湯機（エコウィル）	JIS B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で80%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプのJIS 基準に定める中間期）のCOP が4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。
節湯水栓 1	次の のすべての基準を満たすこと 台所水栓において「手元止水機能（節湯A1 2）」又は「水優先吐水機能（節湯C1 2）」を有すること。 浴室シャワー水栓において「手元止水機能（節湯A1 2）」及び「小流量吐水機能（節湯B1 2）」を有すること。	
熱交換型換気		熱交換効率が65%以上の換気設備であること。
燃料電池（エネファーム）		固体高分子形燃料電池についてはJIS 基準（JIS C8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の発電効率が33%以上（高位発熱量基準HHV 基準で30%相当以上）およびLHV 基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV 基準の総合効率が60%以上（HHV 基準で54%相当以上）であること。 固体酸化物形燃料電池については、JIS 基準（JIS C8841:2010 小型固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の発電効率が40%以上

	(高位発熱量基準HHV 基準で36%相当以上)およびLHV 基準の総合効率が80%以上 (HHV基準で72%以上) であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV 基準の総合効率が60%以上 (HHV 基準で54%相当以上) であること。
--	---

- 1 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」(独立行政法人建築研究所、協力：国土交通省国土技術政策総合研究所)に定義される節湯水栓を示す。
 - 2 一般社団法人日本バルブ工業会が定める節湯水栓の種類を示す。
- なお、下記各基準については、構造種別等で定める他、各評価機関等への申請受付日の日付に応じ、審査に用いることが出来る基準と出来ない基準があるため、特に注意する必要がある。

表 1-5 証明書類の種別に応じた適用時期一覧

証明書類		申請受付日	
		H27/3/31 まで	H27/4/1 以降
全ての 構造	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書		
	設計住宅性能評価書 (5-2 一次エネ等級 5)	×	
	建設住宅性能評価書 (5-2 一次エネ等級 5)	×	
	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 1		
木造	省エネ住宅ポイント対象住宅証明書		
	設計住宅性能評価書 (5-1 断熱性能等級 4)		
	設計住宅性能評価書 (5-1 省エネ対策等級 4)		×
	建設住宅性能評価書 (5-1 断熱性能等級 4)		
	建設住宅性能評価書 (5-1 省エネ対策等級 4)		2
	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 3		
1、3 平成 27 年 3 月 31 日までに行政庁への申請を行った住宅は、省エネ対策等級 4 の基準を適用することができる。 2 平成 27 年 3 月 31 日までに設計住宅性能評価の申請を行った住宅であれば省エネ対策等級を利用することができる。			

【基準の留意点】

前回の復興支援・住宅エコポイント制度では、防露基準の適用はなかったが、省エネ住宅ポイント制度においては、防露基準が適用(トップランナー基準を除く。)になるので注意が必要である。

・ 審査上の留意点について

評価機関が行う審査は、基本的には以下の4つの基準によることとなる。

省エネルギー対策等級

断熱等性能等級

一次エネルギー消費量等級

住宅事業建築主の判断基準（トップランナー基準）

上記 から については、通常評価機関において実施している業務、あるいは H27/4/1 以降に実施する業務となるため当該業務の実施方法等に準じて行うこととなるが、住宅事業建築主の判断基準に関しては、通常評価機関において実施している業務ではないため、以下に審査上の留意事項を記載する。

1. 基準適合の方法について

省エネ法に基づくトップランナー基準は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構ホームページ（以下「サイト」という。）よりアクセス可能な「住宅事業建築主の判断基準 算定用 Web プログラム（以下「算定用 Web プログラム」という。）」による方法と、同サイトで公開されている「算定用シート」による方法がある。いずれのルートによることも可能となっているが、例えば算定用シートによる一次エネルギー消費量の評価では、選択できる設備機器の能力等の制限があるなど審査上の留意点があるため、以下では各事項の概要と審査上の留意点の記載を行う。



図 1-1 住宅事業建築主の判断基準算定用 Web プログラムのトップページ

上記 Web プログラムでは、断熱、暖房、冷房、換気、給湯、照明、太陽光発電及びコージェネの各事項について入力を行うこととなる。以下で各事項に係る留意事項を記載する。

(1) 「断熱」について

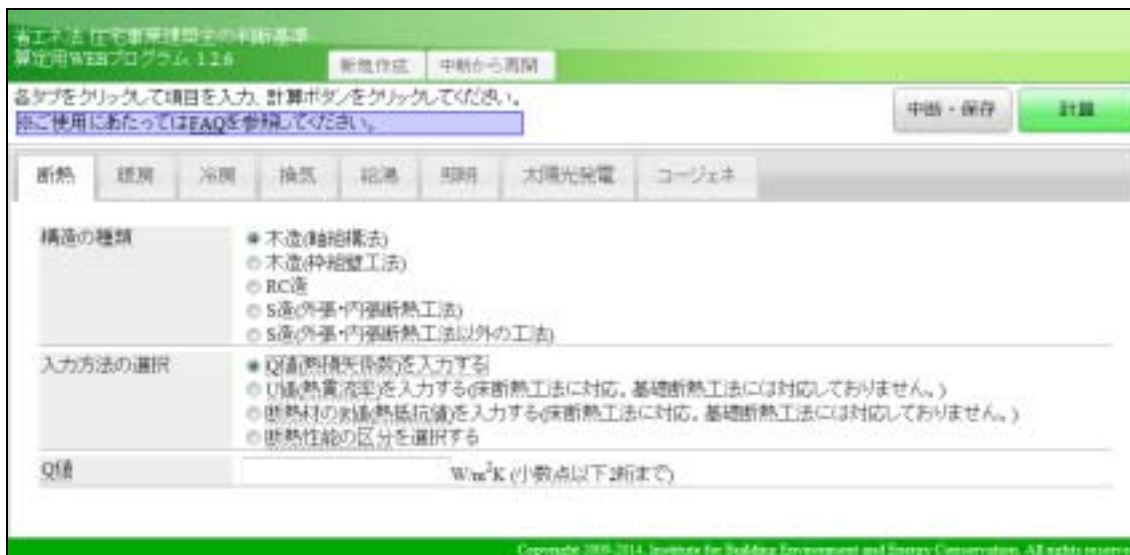


図 1-2 「断熱」入力画面

「断熱」タブでは、「構造の種類」、「入力方法の選択」の組み合わせにより計算が行われる。「入力方法の選択」は、「構造の種類」によって入力可能な選択肢が異なるため、選択・入力された構造種別が適切であることを、図面等により確認を行う。構造の種類に応じて選択可能な入力方法の組み合わせを表 1-6 に示す。

表 1-6 断熱タブにおける選択可能な組み合わせ

構造の種類 \ 入力方法の選択	Q 値	U 値	断熱材の R 値	断熱性能の区分
木造（軸組構法）				
木造（枠組壁構法）				
RC 造		×	×	
S 造（外張・内張断熱工法）			×	
S 造（外張・内張断熱工法以外の構法）			×	

各入力方法の概要等は以下のとおりである。

1) Q 値（熱損失係数）の入力

Q 値を入力することにより断熱性能を評価する場合は、当該評価対象住宅の仕様に基づいて別途計算された内容が適切であることを確認する。具体的な Q 値の計算方法については従前のとおりである。

住宅トップランナー基準における Q 値は、

評価する住宅の断熱仕様で、「住宅事業建築主の判断基準」における計算モデルプラ

ンで算定したもの

評価する住宅のプランと断熱仕様に基づき算定したもの

のいずれかの方法で計算されたものでなければならない。なお、における計算モデルプランは寒冷地モデル及び温暖地モデルが用意されており、地域区分により適用するモデルが異なることに注意が必要である。各モデルの詳細はサイト上に掲載(<http://ees.ibec.or.jp/cal/p03.php>)されており、その概要は以下のとおりとなっている。

表 1-7 住宅トップランナー基準における計算モデルプランの概要

	寒冷地モデル	温暖地モデル
省エネ基準地域区分	～ 地域 (1～3 地域)	～ 地域 (4～8 地域)
延べ床面積	120.07m ²	120.07m ²
階高	2.825m	2.825m
開口比率	21.0%	26.8%
開口面積	25.22 m ²	32.20 m ²

1～8 地域の表示は、平成 25 年省エネ基準に基づく地域区分を表す。

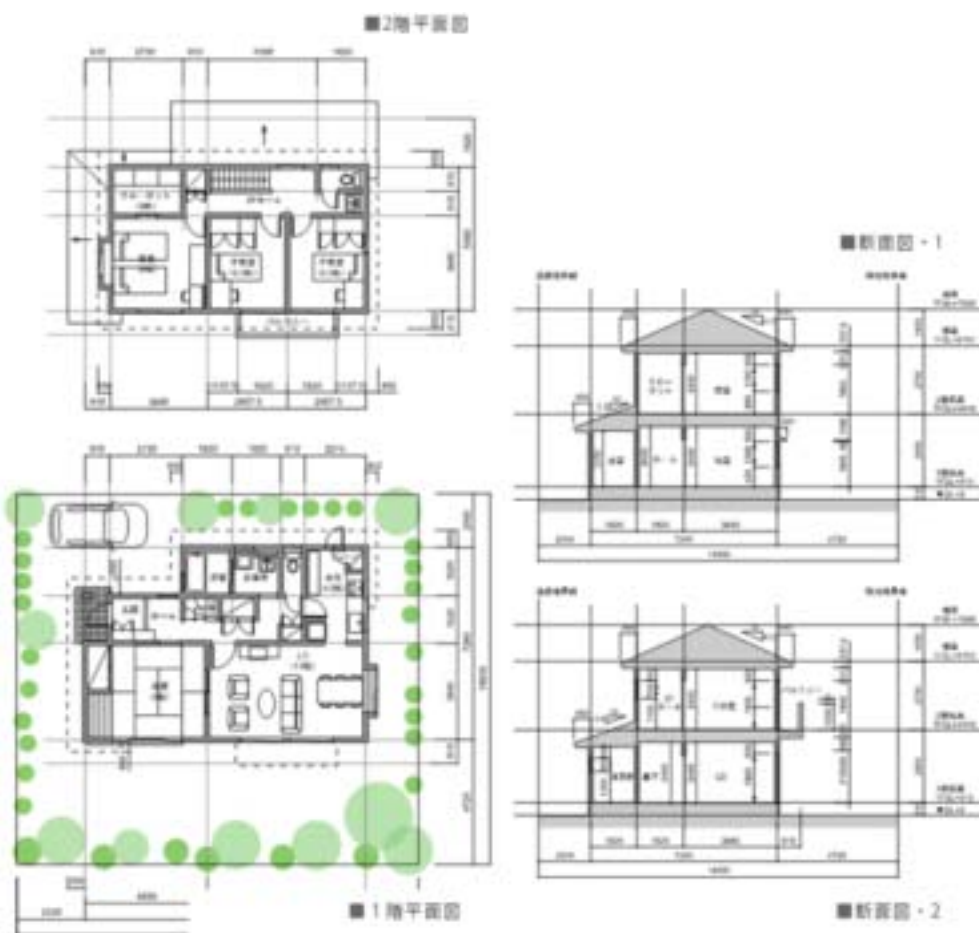


図 1-3 計算モデルプランのイメージ

また、実際の住宅プラン及び仕様に基づく Q 値計算の実施方法は、従前のおりとなっているが熱交換型換気設備を設置する場合、その効果は Q 値計算もしくは一次エネルギー消費量の

いずれかのみでしかその効果を見込めないことに注意する必要がある。

具体的には、Q 値計算で熱交換型換気の効果を見込んでいる場合、一次エネルギー消費量算定を後述する算定用シートによる場合は「暖房設備のエネルギー消費量」の項目、Web プログラムによる場合は「換気機器の種類」の項目において熱交換型換気設備が無いものとして評価を行う必要がある。同様に、Q 値計算で熱交換型換気設備の効果を見込んでいない場合、算定用シートによる場合は「暖房設備のエネルギー消費量」の項目、Web プログラムによる場合は「換気機器の種類」の項目において熱交換型換気設備が有るものとして評価を行うこととなる。

住宅型式性能認定を用いる場合は上記 及び のいずれにも該当しないため、型式審査の過程で算出した Q 値をそのまま使用することはできないが、取得した省エネルギー対策等級を用いて後述する「断熱性能の区分を選択する」により評価を行うことは可能である。

また、住宅型式性能認定取得の際の省エネ基準地域区分が 地域及び 地域のものについては、 a 地域 (1 地域) 及び a 地域 (5 地域) として評価を行うこととする。

2) U 値 (熱貫流率) の入力

木造及び S 造において、部位ごとの U 値を入力することにより断熱性能を評価する場合は、当該評価対象住宅における仕様に基づき別途計算された内容が適切であることを確認する。U 値の計算方法については従前のおりであるが、H25 基準の計算方法で定められた「熱貫流率補正法 (簡略計算方法)」、H25 設計施工指針別表 1 から別表 6 に定める部位別仕様表、あるいは評価協会ホームページ上で掲載する「部位別仕様表データベース」によることも可能となっている。

また、同一部位で U 値の異なる部分が複数ある場合には、最も性能の劣る値、もしくは、対象となる部位の各仕様について面積加重平均した値が用いられていることを確認する。なお、U 値の入力ができるのは床断熱工法に限られるため、それ以外の工法 (基礎断熱工法等) の場合は本入力によることができないため注意する必要がある。

3) 断熱材の R 値 (熱抵抗値) の入力

木造において断熱材の R 値を入力することにより断熱性能を評価する場合は、当該評価対象住宅における仕様に基づいて入力された値であることを確認する。断熱材の R 値の入力は部位ごとに行われ、同一部位で U 値が異なる部分が複数ある場合には、最も性能の劣る数値を採用するか、対象となる部位の各仕様について面積加重平均値を算出して入力されていることを確認する。

4) 断熱性能の区分の入力

断熱性能の区分による入力は、当該住宅全体の断熱性能に応じて入力を行うこととなるため、住宅性能評価に基づく等級などが活用できる入力方法となっている。よって、省エネ対策等級を取得している場合は、当該取得等級の区分に応じて断熱性能の区分が入力されていることを確認することとなる。また、住宅型式性能認定を取得しているものについても、当該取得等級による区分選択は可能である。

既に取得している等級等によらず、当該住宅の形状等に応じて Q 値等の計算を行った結果を基に入力を行う場合は、通常の評価業務と同様にその内容の確認を行うこととなるが、ここで

※表中の数字：熱損失係数（単位：W/m²K）

区分記号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
省エネルギー 対策等級	等級3	—	等級4	—	—
I a	1.6 を超え 1.8 以下		1.4 を超え 1.6 以下		1.4 以下
I b					
II	1.9 を超え 2.7 以下		1.4 を超え 1.9 以下		1.4 以下
III	2.4 を超え 3.3 以下		1.9 を超え 2.4 以下		1.9 以下
IV a	2.7 を超え 4.2 以下		1.9 を超え 2.7 以下		1.9 以下
IV b					
V	2.7 を超え 4.6 以下		1.9 を超え 2.7 以下		1.9 以下
VI	3.7 を超え 8.1 以下		3.7 以下		3.7 以下 (注) 所定の日 射遮蔽措置を 施すこと。

表 1-10 RC 造の断熱性能区分一覧表（Q 値）

※表中の数字：熱損失係数（単位：W/m²K）

区分記号	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
省エネルギー 対策等級	等級3	—	等級4	—	—
I a	1.6 を超え 1.8 以下		1.6 以下		
I b					
II	1.9 を超え 2.7 以下		1.9 以下		
III	2.4 を超え 3.3 以下		2.4 以下		
IV a	2.7 を超え 4.2 以下		2.7 以下		
IV b					
V	2.7 を超え 4.6 以下		2.7 以下		
VI	3.7 を超え 8.1 以下		3.7 以下		

上記の表 1-8 から表 1-10 における木造及び S 造の 地域(オ)区分における「所定の日射遮蔽措置」とは、以下のいずれかに該当するものである。

窓の夏期日射侵入率を面積加重平均した値が、住宅全体で 0.3 以下であること
各窓のガラスの仕様、カーテン等の付属部材の仕様及び庇、軒等の日除けの組み合わせ

が、下記のいずれかであること

ガラスの仕様	付属部材の仕様	ひさし、軒等
普通単板ガラス	外付けブラインド	無し *3
熱線反射ガラス (2種)	レースカーテン *1	有り
熱線反射ガラス (3種)	—	有り
熱線反射ガラス (3種)	レースカーテン *1	有り
熱線反射ガラス (2種)	外付けブラインド	無し *3
熱線反射ガラス (3種)	内付けブラインド *2	無し *3
熱線反射ガラス (3種)	外付けブラインド	無し *3

*1：内付けブラインド、外付けブラインド、障子を含む。

*2：外付けブラインド、障子を含む。

*3：ひさし、軒等有りの場合を含む。

平成 25 年省エネ基準における外皮平均熱貫流率（ U_A 値）を用いて断熱性能の区分を選択する際には、表 1-11 により該当する区分を選択することとする。

表 1-11 外皮平均熱貫流率（ U_A 値）による断熱性能の区分表

断熱性能の区分	-	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
断熱等性能等級	等級2	等級3		等級4		
1 地域	0.54 を超え 0.72 以下	0.46 を超え 0.54 以下		0.38 を超え 0.46 以下		0.38 以下
2 地域	0.54 を超え 0.72 以下	0.46 を超え 0.54 以下		0.38 を超え 0.46 以下		0.38 以下
3 地域	1.04 を超え 1.21 以下	0.77 を超え 1.04 以下	0.56 を超え 0.77 以下	0.46 を超え 0.56 以下	0.38 を超え 0.46 以下	0.38 以下
4 地域	1.25 を超え 1.47 以下	0.89 を超え 1.25 以下	0.75 を超え 0.89 以下	0.66 を超え 0.75 以下	0.58 を超え 0.66 以下	0.58 以下
5 地域	1.54 を超え 1.67 以下	1.12 を超え 1.54 以下	0.87 を超え 1.12 以下	0.66 を超え 0.87 以下	0.58 を超え 0.66 以下	0.58 以下
6 地域	1.54 を超え 1.67 以下	1.12 を超え 1.54 以下	0.87 を超え 1.12 以下	0.66 を超え 0.87 以下	0.58 を超え 0.66 以下	0.58 以下
7 地域	1.81 を超え 2.35 以下	1.12 を超え 1.81 以下	0.87 を超え 1.12 以下	0.66 を超え 0.87 以下	0.58 を超え 0.66 以下	0.58 以下
8 地域						

(2)「暖房」

暖房設備の評価は、地域区分、暖房方式、設置される暖房設備の種類・仕様及び住宅の断熱性能によって行われる。選択、評価可能な暖房設備の種類は地域区分によって異なるため、同一の暖房設備であっても地域区分によって評価方法が異なる場合があることに注意が必要である。表 1-12 に選択、評価可能な暖房設備の概要を示す。



図 1-5 「暖房」入力画面

表 1-12 省エネ基準地域区分に応じた評価可能な暖房設備

地域区分		a	b			a	b		
		1	2	3	4	5	6	7	8
住宅全体または居室を連続的に暖房する方式	ヒートポンプ式セントラル空調システム	1	1						×
	パネルラジエーター					×	×	×	×
	温水式床暖房	1	1	2	2	×	×	×	×
	電気蓄熱暖房機					×	×	×	×
各居室を間欠的に暖房する方式	ルームエアコンディショナ	×	×						×
	FF式暖房設備	×	×						×
	温水式床暖房	×	×	2	2	2	2	2	×

ファンコンベクタ	×	×							×
電気ヒーター式床暖房	×	×	2	2	2	2	2	2	×

- 1 「算定用シート」での評価はできない
- 2 LDK に設置されるもののみが対象

上記の表に該当する暖房設備が無い場合は、以下の判断例を参考に類似の設備で評価を行うこととする。

●一次エネルギー消費量の計算方法が決まっていない設備

【電気蓄熱暖房機】

- ① IV～V地域で電気蓄熱暖房機を用いる住宅については、算定用 Web プログラムを用いて、以下 a)、b)、c) により評価を行う。
 - a) 暖房方式：「各居室を間欠して暖房する」を選択
 - b) LDK に電気蓄熱暖房機を用いる場合
LDK の暖房設備：「電気ヒーター式床暖房」を選択。電気ヒーター式床暖房の仕様は、敷設率 50% 未満、上面放熱率 60% 未満とする。
 - c) LDK 以外のその他居室に電気蓄熱暖房機を用いる場合
LDK 以外の暖房設備：「ファンコンベクタ」を選択、熱源機の種類は、「電気ヒーター式熱源機」を選択。
- ② II～III地域で LDK のみあるいは LDK 以外の居室のみというように部分的に電気蓄熱暖房機を用いる住宅については、算定用 Web プログラムを用いて以下 a)、b)、c) により評価を行う。
 - a) 暖房方式：「各居室を間欠して暖房する」を選択。
 - b) LDK に電気蓄熱暖房機を用いる場合
LDK の暖房設備：「電気ヒーター式床暖房」を選択。電気ヒーター式床暖房の仕様は、敷設率 50% 未満、上面放熱率 60% 未満とする。
 - c) LDK 以外のその他居室に電気蓄熱暖房機を用いる場合
LDK 以外の暖房設備：「ファンコンベクタ」を選択、熱源機の種類は、「電気ヒーター式熱源機」を選択。

【閉式ストーブ（ガス、石油、ペレット、薪）】

FF 暖房設備の既定値で評価

【温水床暖併用型の FF 暖房設備】

FF 暖房設備の既定値で評価

【床暖房】

LDK 以外のその他居室に床暖房設備を設置する場合は、設置する設備により、以下の a) もしくは b) により評価して下さい。

a) 温水式床暖房

LDK以外の暖房設備：「ファンコンベクタ」を選択し、熱源機の種類を選択。

b) 電気ヒーター式床暖房

LDK以外の暖房設備：「ファンコンベクタ」を選択し、熱源機の種類は、「電気ヒーター式熱源機」を選択。

【その他】

以下に掲げる設備機器を例として上記いずれにも該当しない暖房設備は、「設置なし」として評価してください。各地域で標準的に使用される機器と同等のエネルギー消費量として評価します。

- ・ マルチエアコン
- ・ ガスエアコン
- ・ 石油ボイラセントラル
- ・ 温水床暖併用型のエアコン
- ・ 床下にヒートポンプ式熱源機を設置し、床下から吹出口やダクトを通して居室を暖房するもの。
- ・ la または lb 地域において、FF 式暖房設備や個別の電気ヒーター式暖房設備類（オイルパネルヒーター、電気ヒーター等）を設置する場合
- ・ 電気温水器（ヒートポンプ式）で温水暖房機能を有し、それにより床暖房を行う場合

●評価対象外の設備

建築時に設置されない持込型の機器は評価の対象外となります。以下に挙げる設備機器は「設置なし」として評価してください。

- ・ 開放式ストーブ（電気、ハロゲン、石油ファンヒーター、ガスファンヒーター）
- ・ 電気カーペット
- ・ こたつ

居室に複数の暖房設備が設置されている場合には、以下の方法に従って1つの暖房設備を選択して評価を行うこととする。

エアコンを複数設置している場合

暖房定格能力が大きい方の仕様で評価

エアコンと温水暖房（床暖房、パネルラジエーター、ファンコンベクター）

温水暖房の仕様で評価

エアコンとFF式暖房設備

FF式暖房設備で評価

FF式暖房設備を複数設置している場合

定格暖房出力が大きい方のFF暖房設備の仕様で評価

FF暖房設備と温水暖房（床暖房、パネルラジエーター、ファンコンベクター）

温水暖房の仕様で評価

床暖房とその他温水暖房（パネルラジエーター、ファンコンベクター）

床暖房で評価
 エアコンと電気ヒーター式床暖房
 電気ヒーター式床暖房で評価

また、暖房設備の評価においては LDK と LDK 以外それぞれについて確認を要するものがあるが、それら各居室が複数ある場合には、床面積が最も広い部屋に設置される暖房設備機器の仕様に基づいて入力が行われていることを確認する。

1) 住宅全体または居室を連続的に暖房する方式

住宅全体を連続的に暖房する方式は、暖房設備を連続的に稼働させ居室や廊下など住宅全体を暖房する方式を指し、居室を連続的に暖房する方式は、暖房設備を連続的に稼働させ廊下や洗面などの非居室を除く居間、台所、寝室等の居室全体を暖房する方式を指す。

ヒートポンプ式セントラル空調システム

ヒートポンプ式セントラル空調システムとは、ダクト等を通じて一般的に住宅全体を対象として暖冷房する方式で熱源機がヒートポンプ式のものをいう。家庭用では「ダクト式全館空調設備」「全館空調システム」「セントラルエアコン」などと呼ばれることもある。

「算定用シート」による評価では、ヒートポンプ式セントラル空調システムを選択できるのは暖房 COP(暖房定格能力を暖房定格消費電力で除した値)が 3.0 以上である場合のみである。暖房 COP が 3.0 以下のヒートポンプ式セントラル空調システムを評価する場合や、当該システムの暖房 COP の値を用いて評価を行う際には、「算定用 Web プログラム」を用いる必要がある。

なお、「算定用シート」ではヒートポンプ式セントラル空調システムの消費量の記載が無い地域(地域(1、2地域))もあるため、その場合は「算定用 Web プログラム」で計算を行うこととする。

算定用シートによる暖房設備の評価を行い、ヒートポンプ式セントラル空調システムの暖房 COP が 3.0 未満の場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

パネルラジエーター

パネルラジエーターとは、JISA4004 で定義され、暖房を必要とする室内などに設置し、外部から配管を通じて温水又は蒸気の供給を受けて、自然対流又は放射若しくはその双方によって放熱を行う機器で、熱源部を持たないものをいう。温水又は蒸気の供給を行う熱源機の種類としては、表 1-13 のものが対象となっている。

表 1-13 熱源機の種類

熱源機の種類
石油熱源機
電気ヒーター式熱源機
電気ヒートポンプ式熱源機
ガス熱源機(瞬間式従来型熱源機)

ガス熱源機（潜熱回収型熱源機）

「算定用シート」により温水式パネルラジエーターを評価する際には、温水配管に断熱被覆が施されていることが条件となる。また、熱源機の種類が「ガス潜熱回収型熱源機」の場合には、熱源機のエネルギー消費効率（熱効率）が87%以上でなければ「算定用シート」による評価を行うことはできない。温水配管に断熱被覆が施されていない場合及びエネルギー消費効率が87%未満の「ガス潜熱回収型熱源機」を熱源機とする場合は、「算定用 Web プログラム」を用いて評価を行う必要がある。

「算定用 Web プログラム」による評価では、熱源機が電気ヒーター式熱源機の場合を除き、当該熱源機の定格効率（電気ヒートポンプ式熱源機においては定格消費電力）及び定格能力を用いて評価を行うことが可能である。

温水配管の断熱被覆の有無については、配管周りの断熱材の有無によって判断する。断熱材の種類・厚さは問わないが、熱源機から放熱器まで全部が断熱されていることを要件とする。サヤ管等にできる空気層についてはこれを断熱材とは認めない。ここで配管周りの断熱材の有無を確認するのは、熱源機と住戸の熱的境界の外との間についてであり、住戸の熱的境界内における温水配管についての断熱被覆の有無は問わない。従って、例えば基礎断熱工法における床下空間については断熱被覆を確認する対象とならない。また、熱源機が熱的境界の内側に設置される場合で、熱的境界の外側を通る温水配管が無い場合も同様に判断し、「断熱被覆あり」として評価を行うことができる。

算定用シートによる暖房設備の評価を行い、温水式パネルラジエーターで温水配管に断熱被覆が施されていない場合及びエネルギー消費効率が87%未満の「ガス潜熱回収型熱源機」を熱源機とする場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

温水式床暖房

「住宅全体または居室を連続的に暖房する方式」における温水式床暖房の評価は、「算定用 Web プログラム」でのみ可能であり、「算定用シート」による評価はできない。また、評価対象となる居室はLDKのみであり、LDKに温水式床暖房を設置した場合、LDK以外の居室にはパネルラジエーターが設置されていることが条件となる。この条件を満たしていない場合には、「暖房方式」で「設置なし」を選択して評価を行うこととする。「算定用 Web プログラム」における温水式床暖房の評価では、「敷設率」、「上面放熱率」及び「熱源機」の仕様を確認する。

「敷設率」は、床暖房する居室の床面積に対する床暖房パネル面積の割合である。ここでの「居室の床面積」はLDKの面積とし、台所が居間や居間と一体のダイニングと壁で仕切られた独立した部屋となっている場合（壁の一部が出入り口のための開口になっている場合も含む。）は居間とダイニングの面積を分母として敷設率を計算することも可能である。室の面積は壁芯で計算することとするが、内法寸法で計算することも可能とする。また、リビングに階段がある場合には水平投影面積をリビング床面積に含めて計算することとし、キッチンユニットや建築的に施工されるツールユニットなどの床から天井までを占有している家具等がある場合は、当該面積を室面積から除外することができる。

「上面放熱率」は、床暖房パネルに投入した熱量に対する居室（上部）に放熱される熱量の

割合であり、ここでは居室（上部）と床下等（下部）の温度は等しいとする。「上面放熱率」の計算は、床下側の熱抵抗を計算し、下表の（ロ）の熱抵抗の範囲から（ハ）の上面放熱率を選択して求める。なお、床下側の熱抵抗の計算は、床暖房パネルより床下側全ての部材の熱抵抗を含め計算することができる（すなわち、断熱材の熱抵抗に加えパネルを支持する合板などの熱抵抗も合算したものを床下側の熱抵抗とすることが出来る）。ただし、床暖房パネルそのものの熱抵抗値（例えば「温水マット」裏面の断熱材など）については含めることができないことに注意が必要である。

表 1-14 床の上面放熱率と床下側断熱材の熱抵抗値の関係

（イ） 計算プログラム上の表示	（ロ） 床下側の熱抵抗 (Km ² /W)	（ハ） 計算プログラム上での選択
90%以上	1.62 以上	「90%以上」を選択
80%以上 90%未満	0.66 以上 1.62 未満	「80%以上 90%未満」を選択
70%以上 80%未満	0.29 以上 0.66 未満	「70%以上 80%未満」を選択
60%以上 70%未満	0.29 未満	「60%以上 70%未満」を選択
60%未満	-	選択しないでください

「熱源機」については、上述の「パネルラジエーター」と同様に評価を行う。すなわち、熱源機が電気ヒーター式熱源機の場合を除き、当該熱源機の定格効率及び低格能力を用いて評価を行うことが可能である。

電気蓄熱暖房機

電気蓄熱暖房機とは、夜間時間帯に電力を通电して本体内部の蓄熱材（蓄熱レンガ）に熱エネルギーとして蓄え、暖房に利用する暖房機である。放熱の方法により、自然放熱式（ファンレスタイプ）と強制放熱式（ファンタイプ）に分類される。

「算定用シート」を用いて強制放熱式の電気蓄熱暖房を評価する際には、地域（3地域）及び地域（4地域）においては有効蓄熱率が90%以上であることが条件となる。有効蓄熱効率が90%未満の強制放熱式の電気蓄熱暖房を評価する際には、「算定用 Web プログラム」を用いる必要がある。有効蓄熱率の計算は、カタログに記載された仕様を基に、以下の式で求めることができる。

$$(\text{有効蓄熱量[kWh]} \times 100[\%]) / (\text{容量[kW]} \times \text{通电時間[h]})$$

なお、「算定用シート」では電気蓄熱暖房機の消費量の記載が無い地域もあるため、その場合は「算定用 Web プログラム」で計算を行うこととする。地域（5、6地域）以南で蓄熱暖房機が設置されている場合は、前述の「一次エネルギー消費量の計算方法が決まっていない設備」の方法に従って評価を行うこととする。

算定用シートによる暖房設備の評価を行い、有効蓄熱効率が90%未満の強制放熱式の電気蓄熱暖房を採用する場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこと

とする。

2) 主たる居室を間欠的に暖房する方式

ここでいう「主たる居室」とは、「居間を含むダイニングや台所との一体的空間」と定義され、暖房設備が稼働する時間が長いと想定される「LDK」を指す。評価上はこの「主たる居室」以外の居室、すなわち「その他居室（LDK 以外）」についても、採用される暖房設備の評価を行う。また、上記の定義のとおり、「主たる居室」は居間、ダイニング、台所等が一体的空間であるものを指しているため、台所が居間や居間と一体のダイニングと壁で仕切られた独立した部屋となっている場合（壁の一部が出入り口のための開口になっている場合も含む）や、台所とダイニングが、居間と壁で仕切られている場合（上記括弧内に同じ）は一体的空間とは扱わない。

ルームエアコンディショナー

住宅トップランナー基準で評価対象となるルームエアコンディショナーは、「ルームエアコンディショナー」と「ルームエアコンディショナー（高効率型）」に分類される。「ルームエアコンディショナー（高効率型）」とは、LDK に設置されるものでは冷房能力が 4kW を超えるものでエネルギー消費効率（暖房 COP）が 4.6 以上であるもの、LDK 以外に設置されるものでは冷房能力が 4kW 以下でエネルギー消費効率（暖房 COP）が 5.9 以上であるもので、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者との判断の基準」（以下、「機器のトップランナー基準」という。）における 2010 年度目標基準値を達成した機種を対象としている。

表 1-15 ルームエアコンディショナー（高効率型）の適用条件（暖房 COP）

	エネルギー消費効率（暖房 COP）
LDK に設置されるもの	4.6 以上であること
LDK 以外に設置されるもの	5.9 以上であること

「算定用シート」を用いてルームエアコンディショナーを評価する場合は、上記の表に適合しているものを設置する場合は、「ルームエアコンディショナー（高効率型）」を選択することが可能であるが、この条件を満たさないものは「ルームエアコンディショナー」が選択されていることを確認する。また、LDK 以外の居室に設置される小型のルームエアコンディショナーについては、すでに 2010 年度目標基準値を達成した高効率機種が多数市場に出ていることを鑑みて、「ルームエアコンディショナー（高効率型）」のみの選択肢となっている。LDK 以外の居室に表 1-15 の条件を満たさないルームエアコンディショナーを設置する場合は、「算定用 Web プログラム」により評価を行うこととする。

「算定用 Web プログラム」を用いてルームエアコンディショナーを評価する場合は、当該機器の性能値を入力することによる評価が可能である。その際には、「暖房 COP」（暖房定格能力（W）を暖房定格消費電力（W）で除した数値）、「暖房定格能力（W）」及び「暖房最大能力（W）」の値が必要であり、カタログ等により当該機器の仕様と一致していることを確認する。

FF 式暖房機

FF 式暖房機とは、機器のトップランナー基準の中でストーブの密閉式暖房器として定義されるものを指す。

「算定用シート」を用いた場合及び「算定用 Web プログラム」における「一般的な性能値」を用いた場合には、下表の性能値で評価される。表 1-16 と異なる仕様で FF 式暖房機を評価する場合には、「算定用 Web プログラム」を用いて算定する必要があり、「最大能力 (W)」、「最低連続燃焼能力 (W)」、「定格効率」及び「定格消費電力 (W)」の全ての値がカタログ等により当該機器の仕様と一致していることを確認する。

表 1-16 一般的な性能値として評価される FF 式暖房機の仕様

	LDK	LDK 以外の居室
最大能力 (W)	7000	3000
最低連続燃焼能力 (W)	1700	1600
定格効率	86%	86%
定格消費電力 (W)	41	29

温水式床暖房

「主たる居室を間欠的に暖房する方式」における「温水式床暖房」の評価は、地域～地域 (3 地域～7 地域) の LDK のみが対象であり、それ以外の地域及び居室に設置されるものは評価対象外であり、「算定用シート」であれば「新築時に設備が設置されていない場合」を選択し、「算定用 Web プログラム」であれば「設置なし」を選択することとなる。

「算定用シート」を用いて温水式床暖房を評価する際には、「敷設率」が 75%以上、かつ、「上面放熱率」が 90%以上、かつ、断熱被覆のある温水配管が採用されていることが条件となる。敷設率及び上面放熱率が前述の全ての条件を満たさない温水式床暖房を評価する際には、「算定用 Web プログラム」を用いる必要がある。敷設率及び上面放熱率の計算は、前述の「1) 住宅全体または居室を連続的に暖房する方式」における「温水式床暖房」を参照のこと。算定用シートによる暖房設備の評価を行い、「敷設率」が 75%未満又は「上面放熱率」が 90%未満又は断熱被覆のある温水配管が採用されていない場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

温水式床暖房に用いる熱源機の種類は、「1) 住宅全体または居室を連続的に暖房する方式」における「パネルラジエーター」と同様である。ただし、「算定用シート」を用いて評価を温水式床暖房の行う場合は表 1-17 に示すとおり、省エネ地域区分によって採用可能な熱源機の種類が限られているため注意が必要である。算定用シートによる暖房設備の評価を行い、表 1-18 における又は×の条件の場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

表 1-17 熱源機の種類（再掲）

熱源機の種類
石油熱源機
電気ヒーター式熱源機
電気ヒートポンプ式熱源機
ガス熱源機（瞬間式従来型熱源機）
ガス熱源機（潜熱回収型熱源機）

表 1-18 算定用シートによる評価で採用可能な熱源機

熱源機	地域区分							
	a	b			a	b		
	1	2	3	4	5	6	7	8
石油熱源機	×	×						×
ガス瞬間式従来型熱源機	×	×						×
ガス潜熱回収型熱源機	×	×						×
ヒートポンプ式熱源機	×	×						×
電気ヒーター式熱源機	×	×						×

採用可能

「算定用 Web プログラム」による評価では採用可能

× 評価対象外

エネルギー消費効率（熱効率）が 87%以上のものが対象

ファンコンベクタ

「主たる居室を間欠的に暖房する方式」における「ファンコンベクタ」は、地域～地域（3地域～7地域）で評価が可能である。また、「算定用シート」による評価はできず、「算定用 Web プログラム」による評価のみが可能である。

「算定用 Web プログラム」による「ファンコンベクタ」の評価では、当該機器の仕様を入力することはできず、温水熱源機の仕様によってのみ評価を行う。ファンコンベクタに接続する温水熱源機の評価方法については、「1）住宅全体または居室を連続的に暖房する方式」における「パネルラジエーター」と同様である。

電気ヒーター式床暖房

「主たる居室を間欠的に暖房する方式」における「ファンコンベクタ」は、地域～地域（3地域～7地域）のLDKのみが対象である。それ以外の地域及び居室に設置されるものは評価対象外であり、「算定用シート」であれば「新築時に設備が設置されていない場合」を選択し、「算定用 Web プログラム」であれば「設置なし」を選択することとなる。

「算定用シート」を用いて温水式床暖房を評価する際には、「敷設率」が 75%以上、かつ、「上

面放熱率」が90%以上であることが条件となる。敷設率及び上面放熱率が前述の全ての条件を満たさない電気ヒーター式床暖房を評価する際には、「算定用 Web プログラム」を用いる必要がある。敷設率及び上面放熱率の計算は、前述の「1)住宅全体または居室を連続的に暖房する方式」における「温水式床暖房」を参照のこと。算定用シートによる暖房設備の評価を行い、「敷設率」が75%未満又は「上面放熱率」が90%未満の場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

3)住宅の断熱性能

「算定用シート」では、各地域区分に応じて住宅の断熱性能が5区分設定されている。この区分については、「(1)『断熱』 4)断熱性能の区分の入力」を参照のこと。

「算定用 Web プログラム」では、Q 値、U 値、断熱材の R 値、断熱性能の区分による評価が可能であり、詳細は「(1)『断熱』」を参照のこと。

4)熱交換型換気システムの評価

a、b、
、
、
a、
b 地域(1~6 地域)においては、熱交換機能を有した換気システムを採用することによる、暖房設備の一次エネルギー消費量の削減効果を評価することが可能である。「算定用シート」を用いる場合は、「熱交換型換気システムの有無」で選択をする。

「算定用 Web プログラム」を用いる場合は、「換気」タブにおいて「熱交換あり」の設備を選択する。ただし、熱交換型換気システムの採用「有」を選択することができるのは、顕熱交換効率が65%以上であることが条件であるため、それ未満のシステムであれば「無」と判断する。熱交換効率は、ダクト配管がなされた条件の設計風量が実現風量における値、もしくは JRA 4059:2007 により測定された値により判断する。また、送風機ユニット単体で測定された熱交換効率がダクト等の機外圧力を印加した場合でも65%を超えることが把握できている場合は顕熱交換効率65%以上とすることができる。

住宅の断熱性能の評価における Q 値計算で熱交換型換気の効果を見込んでいる場合には、一次エネルギー消費量算定を算定用シートによる場合は「暖房設備のエネルギー消費量」の項目、Web プログラムによる場合は「換気機器の種類」の項目において熱交換型換気設備が無いものとして評価を行う。Q 値計算で熱交換型換気設備の効果を見込んでいない場合には、算定用シートによる場合は「暖房設備のエネルギー消費量」の項目、Web プログラムによる場合は「換気機器の種類」の項目において熱交換型換気設備が有るものとして評価を行う。

(3)「冷房」

冷房設備の評価は、省エネ基準地域区分、冷房方式、設置される冷房設備の種類・仕様、住宅の断熱性能及び通風措置の有無によって行われる。冷房設備の評価は、～ 地域(3～8地域)について行う。

1)住宅全体または居室を連続的に冷房する方式

住宅全体を連続的に冷房する方式は、冷房設備を連続的に稼働させ居室や廊下など住宅全体を冷房する方式を指し、居室を連続的に冷房する方式は、冷房設備を連続的に稼働させ廊下や洗面などの非居室を除く居間、台所、寝室等の居室全体を冷房する方式を指す。

ヒートポンプ式セントラル空調システム

ヒートポンプ式セントラル空調システムとは、ダクト等を通じて一般的に住宅全体を対象として暖冷房する方式で熱源機がヒートポンプ式のものをいう。家庭用では「ダクト式全館空調設備」「全館空調システム」「セントラルエアコン」などと呼ばれることもある。

「算定用シート」による評価では、ヒートポンプ式セントラル空調システムを選択できるのは冷房 COP(冷房定格能力を冷房定格消費電力で除した値)が 3.0 以上である場合のみである。冷房 COP が 3.0 以下のヒートポンプ式セントラル空調システムを評価する場合や、当該システムの冷房 COP の値を用いて評価を行う際には、「算定用 Web プログラム」を用いる必要がある。

算定用シートにより冷房設備の評価を行い、ヒートポンプ式セントラル空調システムの冷房 COP が 3.0 未満の場合は、「新築時に設備が設置されていない場合」を選択して評価を行うこととする。

2)主たる居室を間欠的に冷房する方式

ここでいう「主たる居室」とは、「居間を含むダイニングや台所との一体的空間」と定義され、冷房設備が稼働する時間が長いと想定される「LDK」を指す。評価上はこの「主たる居室」以外の居室、すなわち「その他居室(LDK 以外)」についても、採用される冷房設備の評価を行う。また、上記の定義のとおり、「主たる居室」は居間、ダイニング、台所等が一体的空間であるものを指しているため、台所が居間や居間と一体のダイニングと壁で仕切られた独立した部屋となっている場合(壁の一部が出入り口のための開口になっている場合も含む)や、台所とダイニングが、居間と壁で仕切られている場合(上記括弧内に同じ)は一体的空間とは扱わない。

ルームエアコンディショナー

住宅トップランナー基準で評価対象となるルームエアコンディショナーは、「ルームエアコンディショナー」と「ルームエアコンディショナー(高効率型)」に分類される。「ルームエアコンディショナー(高効率型)」とは、LDK に設置されるものでは冷房能力が 4kW を超えるものでエネルギー消費効率(冷房 COP)が 3.7 以上であるもの、LDK 以外に設置されるものでは冷房能力が 4kW 以下でエネルギー消費効率(冷房 COP)が 5.4 以上であるもので、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者との判

断の基準」(以下、「機器のトップランナー基準」という。)における 2010 年度目標基準値を達成した機種を対象としている。

表 1-19 ルームエアコンディショナー（高効率型）の適用条件（冷房 COP）

	エネルギー消費効率（冷房 COP）
LDK に設置されるもの	3.7 以上であること
LDK 以外に設置されるもの	5.4 以上であること

「算定用シート」を用いてルームエアコンディショナーを評価する場合は、上記の表に適合しているものを設置する場合は、「ルームエアコンディショナー（高効率型）」を選択することが可能であるが、この条件を満たさないものは「ルームエアコンディショナー」が選択されていることを確認する。また、LDK 以外の居室に設置される小型のルームエアコンディショナーについては、すでに 2010 年度目標基準値を達成した高効率機種が多数市場に出ていることを鑑みて、「ルームエアコンディショナー（高効率型）」のみの選択肢となっている。LDK 以外の居室に表 1-19 の条件を満たさないルームエアコンディショナーを設置する場合は、「算定用 Web プログラム」により評価を行うこととする。

「算定用 Web プログラム」を用いてルームエアコンディショナーを評価する場合は、当該機器の性能値を入力することによる評価が可能である。その際には、「冷房 COP」(冷房定格能力 (W)を冷房定格消費電力 (W)で除した数値)、「冷房定格能力 (W)」及び「冷房最大能力 (W)」の値が必要であり、カタログ等により当該機器の仕様と一致していることを確認する。

3) 住宅の断熱性能

「算定用シート」では、各地域区分に応じて住宅の断熱性能が 5 区分設定されている。この区分については、「(1)『断熱』 4) 断熱性能の区分の入力」を参照のこと。

「算定用 Web プログラム」では、Q 値、U 値、断熱材の R 値、断熱性能の区分による評価が可能であり、詳細は「(1)『断熱』」を参照のこと。

4) 通風措置

住宅の間取り、開口部の配置等により通風性を高める配慮が施されていると、冷房設備の使用時間を減らすことが可能になり、居室を間欠的に冷房する方式における冷房設備の一次エネルギー消費量の削減につながる。この点を評価するのが「通風措置の有無」であり、LDK、LDK 以外の居室ごとに判断を行う。

住宅内の通風措置の有無の判断は、以下の 又は のいずれかを満たす場合に「有」とすることができる。ただし、その他居室 (LK 以外の居室) が複数ある場合は、冷房設備のエネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断するものとする。

居室の壁面 (屋根面を含む。以下同じ) のうち、方位の異なる二面の壁面に面積比 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されていること。

次の全てに該当すること。

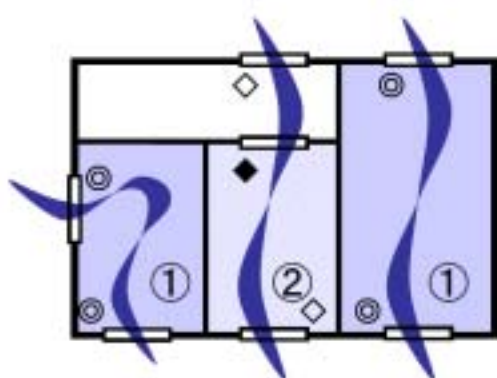
イ) 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置され

ている。

ロ) 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ) 当該居室を当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

当該居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口部がある場合はそれぞれの面積を合算することができる。



※通風を確保する措置がとられていると判断する面積比の要件
 通風経路①: ①→1/35以上
 通風経路②: ①→1/20以上、②→1/50以上
 ※「面積比」とは「対象居室の床面積(国中の色付き部分の面積)」に対する開口部の開放可能な部分の面積の比とする
 ※同一の壁面(屋根面含む)上に複数の開口部がある場合は「開口部の開放可能な部分の面積」を合算可とする
 ※「開口部の開放可能な部分の面積」は、簡単のためサッシ等の呼称にある内法基準寸法によってもよい。ただし、開放時にガラス障子に重なりが生じる窓サッシ(引き違い窓、上下窓等)については、重なり部分を除外する必要がある(引き違い窓の片割を除外する等(例:内法基準寸法による呼称が「16513」の引き違い窓→ $w1.65m \times h1.3m \div 2 = 1.07m^2$))
 ※各経路上の◎◇の開口部は同一方位にないこと

(4)「給湯」

給湯設備の評価は、省エネ基準地域区分、給湯設備の種類、節湯型機器の有無、小口径配の有無及び太陽熱温水機の有無によって行われる。

1) 給湯設備の種類

給湯設備として評価対象となっているのは、表 1-20 に示す 8 機種である。各給湯設備には定義及び適用条件が定められており、これに該当しないものについては「算定用シート」であれば「新築時に設備が設置されていない場合」を選択し、「算定用 Web プログラム」であれば「設置なし」を選択することとする。なお、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機」を評価できるのは「算定用 Web プログラム」のみである。

表 1-20 給湯機の種類及び適用条件

給湯器の種類	定義	適用条件
ガス瞬間式(従来型)	JIS C 2109「家庭用ガス温水機器」に適合するガスを燃料とする機器において、排気中の潜熱回収を行わない方式。	<ul style="list-style-type: none"> 給湯能力 16 号以上 24 号未満 (27kW 以上 56kW 未満) JIS S 2109「家庭用ガス温水機器」に適合している
ガス瞬間式(潜熱回収型)	ガスを燃料とする機器において、排気中の潜熱回収を行うことで高効率を達成する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 熱効率が機器のトップランナー基準を達成している

石油瞬間貯湯式	石油を燃料とし、小型の貯湯タンクを加熱することで給湯する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 給湯能力 16 号以上 24 号未満 (27kW 以上 56kW 未満) JIS S3024 「石油小型給湯機」に適合している 連続給湯効率が機器のトップランナー基準を達成している
石油瞬間式(従来型)	JIS C 3024 「石油小型給湯機」に適合する石油を燃料とする機器において、排気中の潜熱回収を行わない方式。	
石油瞬間式(潜熱回収型)	石油を燃料とする機器において、排気中の潜熱回収を行うことで高効率を達成する方式。	
電気温水器(ヒーター式)	電気をエネルギー源とし、ヒーターにより給水の加熱を行う。ほとんどは深夜電力を使用する貯湯式である。	<ul style="list-style-type: none"> 定格消費電力 7kW 以下 貯湯量 300L 以上 560L 以下 JIS C 9219 「貯湯式電気温水器」に適合している
電気温水器(CO2ヒートポンプ式)	電気をエネルギー源とし、ヒートポンプにより給水の加熱を行う。ほとんどの機種は、深夜電力を使用する貯湯式で、ヒートポンプは CO2 などの自然冷媒を用いた空気集熱方式である。	<ul style="list-style-type: none"> 中間期消費電力 2kW 以下 貯湯量 300L 以上 560L 以下 年鑑給湯効率 APF3.0 以上 JRA4050 : 2007R 「家庭用ヒートポンプ給湯機」に適合している
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	ヒートポンプにより小型貯湯槽に湯を貯め、不足分はガス瞬間式で補う方式の給湯機。算定用プログラムで評価できる。	<ul style="list-style-type: none"> リンナイ社(株)製のタンクユニット型式が「RTU50-E240A2-1(W)A」・「RTU-R500(W)A」・「RTU-1000」であること

当該機種で温水式暖房を行う場合には、「熱源機の種類」として「ガス熱源機(潜熱回収型)」を選択して評価すること。

電気温水器(CO2ヒートポンプ)を「算定用 Web プログラム」で評価する際には、当該機器の APF を用いて計算することが可能である。カタログ等に APF が記載されていない場合は、以下の方法に基づき APF の値が記載されていることを確認する。

●電気温水器(CO2ヒートポンプ)の APF の入力方法

電気温水器(CO2ヒートポンプ)の効率については、従来は(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づいた「年間給湯効率(APF)」が用いられてきたが、平成 23 年度より、日本工業規格 JIS C 9220 に基づいた「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」に変更が進められている。

「年間給湯保温効率」は追焚・保温機能があるフルオートといわれる機種、「年間給湯効率」は追焚・保温機能がないセミオートまたは給湯単機能といわれる機種になる。

この新たに制定された「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」はより実使用に近い形

での評価となっているため、従来の「年間給湯効率 (APF)」よりも異なる値となっている。

そのため、本プログラムに直接「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」の値を入力することはできない。

「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」が表記された機種については、

- ① 「年間給湯効率 (APF)」が併記されているもの
 - ② 「年間給湯効率 (APF)」が記載されていないもの
- の2つがあります。

- ① 「年間給湯効率 (APF)」が記載されている機種については、従来通りこの「年間給湯効率 (APF)」の値を入力してください。
- ② 「年間給湯効率 (APF)」が記載されていない機種については、以下の換算式から「年間給湯効率 (APF)」を計算して入力ください。

< 追焚・保温機能を有する機種 (フルオート) >

$$\text{「年間給湯効率 (APF)」} = \text{「年間給湯保温効率」} + 0.3$$

< 追焚・保温機能がない機種 (セミオート・給湯単機能) >

$$\text{「年間給湯効率 (APF)」} = \text{「年間給湯効率」} + 0.2$$

上記の表 1-20 に記載されている以外の給湯設備を採用している場合は、以下の方法に従って評価を行う。ここに記載のないものについては、「算定用シート」であれば「新築時に設備が設置されていない場合」を選択し、「算定用 Web プログラム」であれば「設置なし」を選択することとなる。

●その他給湯設備の評価方法

- 1) 電気温水器 (ヒートポンプ式) において APF が 3.0 未満の場合

「設置無し」とする。

- 2) 電気温水器 (ヒートポンプ式) で温水暖房機能を有するもの

「設置無し」とする。

- 3) 燃料電池 type2、type3 の評価方法については以下による

- ・ 燃料電池 Type1 (PEFC)

電気出力 : 900W 以上 1100W 未満

補助熱源 : 潜熱回収型ガス瞬間式燃料 : 都市ガス・LPG

- ・ 燃料電池 Type2 (PEFC)

電気出力 : 600W 以上 900W 未満

補助熱源 : 従来型ガス瞬間式 燃料 : 都市ガス・LPG

- ・ 燃料電池 Type3 (PEFC)

燃料 : 石油

- ・ 燃料電池 Type4 (PEFC)

電気出力 : 600W 以上 900W 未満

補助熱源 : 潜熱回収型ガス瞬間式 燃料 : 都市ガス・LPG

- ① 燃料電池 Type1 および燃料電池 Type2

算定用プログラムで評価できます。「燃料電池コージェネレーション Type1」または「燃料電池コージェネレーション Type2」を選択して計算する。

②燃料電池 Type3

「設置なし」として評価する。

③燃料電池 Type4

「燃料電池コージェネレーション Type4」を選択して計算する。

4) 太陽熱利用を行う電気温水器 (ヒートポンプ式)

現在、評価方法が確定していないため、「電気温水器 (ヒートポンプ式)」を選択してください。

さらに、「太陽熱温水器」の「設置あり」を選択しても、現時点では太陽熱による削減効果は考慮されない。

5) 太陽熱温水器において貯湯槽容量が 100L 未満の場合【H22.11.10 掲載】

実証実験により、100L 以上の場合と同等の性能を発揮することが確認されましたので、「設置有」として評価できます。ただし、貯湯槽容量が 100L 未満の機種については、本基準で評価されるパネル有効集熱面積は、2㎡までとします。実際に設置されているパネルの有効集熱面積が 2㎡より大きい場合でも、入力する面積は 2㎡としてください。なお、貯湯槽容量が 100L 以上の機種については、変更はありません。設置されているパネルの有効集熱面積をすべて入力することができます。

6) 多機能エコキュート (電気温水器 (ヒートポンプ式) で温水暖房機能を有するもの)

算定用プログラムの「暖房」タブと「給湯」タブの両方について、カタログ値にかかわらず、以下の仕様を選択する。なお、「対象機種」以外の多機能エコキュートについては、「設置無し」として評価する。

①対象機種

(株)コロナ / CHP-46ATW1、CHP-H46111AT、CHP-46ATW1K、CHP-H46111ATK
積水ホームテクノ(株) / CTF-46ML1、CTF-46MK1
トヨタホーム(株) / TH461BM、TH461AM

②評価対象地域

III地域、IVa地域、IVb地域、V地域

③「暖房」タブの選択

LDKの暖房設備：温水式床暖房

熱源機の種類：電気ヒートポンプ式熱源機

定格能力 4000W

定格消費電力 III、IVa、V地域：1050W IVb地域：1150W

④「給湯」タブの選択

給湯設備の種類：電気温水器 (CO2ヒートポンプ)

APF：3.0

2) 節湯型機器の有無

湯の使用量の削減に効果があるものとして、節湯型の水栓等を評価することができる。評価

対象となるのは、シングルレバー湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかであり、かつ、手元止水機能付を有するものを「節湯 A」、最適流量が従来型より少ないものを「節湯 B」、両方を有するものを「節湯 AB」としている。本定義の運用は、(一社)日本バルブ工業会により行われている。

表 1-21 節湯型機器の定義

節湯種類 ^{※2}	台所水栓	浴室シャワー水栓
節湯 A	手元等で容易に止水操作ができること。 (従来型に対して削減率 9%以上)	手元等で容易に止水操作ができること。 (従来型に対して削減率 20%以上)
節湯 B	最適流量が 5 ㍓/分以下であること。 (従来型 6 ㍓/分に対し 17%削減)	最適流量が 8.5 ㍓/分以下であること。 (従来型 10 ㍓/分に対し 15%削減)
節湯 AB	節湯 A および節湯 B の基準を満たしていること	節湯 A および節湯 B の基準を満たしていること

(日本バルブ工業会)

※1 「2バルブ水栓」は、他の形式に比べ湯温調整が困難であるため、無駄な湯水の消費が増えたとされているため、本基準では対象外とします。

※2 節湯の種類は、各水栓メーカーのホームページから検索することができます。また、順次カタログ等に記載される予定です。

【参考：水栓混合方式の比較】

	サーモスタット湯水混合水栓	ミキシング湯水混合水栓	シングル湯水混合水栓
商品イメージ			
特徴	●温度調整ハンドルによって、あらかじめの水温度を設定しておけば、湯水の圧力、温度変動などがあっても、湯水の混合量を自動的に調整し設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓。	●一つのハンドル操作によって、水温度の調整ができる湯水混合水栓。	●一つのハンドル操作によって、止水、止水流量及び水温度の調整ができる湯水混合水栓。

(「省エネ法 住宅事業建築主の判断基準」(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)より引用))

算定用シートにおける節湯型機器の要件は、「台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合」であり、それぞれの効果を計算する場合は、算定用プログラムで計算する。

3) 小口径配管の有無

「小口径配管」の有無を判断するに際しては、当該仕様の定義「配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。」に該当することを確認する。

4) 太陽熱温水器の有無

太陽熱により給水を予熱することで、給湯熱負荷の低減を図る機器を指す。一般には太陽熱温水器は自然循環式のものゝすが、本基準ではソーラーシステムと呼ばれる強制循環式も含む。通常は集熱部を屋根上に設置するが、ベランダ等に設置する場合もある。導入により、日照に恵まれた地域では給湯熱負荷の大幅な低減が可能である。

本評価は、太陽熱温水器の場合は JIS A 4111「住宅用太陽熱利用温水器」、ソーラーシステムの場合は JIS A 4112「太陽集熱器」及び JIS A 4113「太陽蓄熱槽」に適合する場合に適用する。

「算定用シート」による評価は、傾斜角 0～30 度以内、方位角南面 ±45 度以内、有効集熱面積 3 m²、貯湯槽 100L 以上とした場合に適用できる結果である。これ以外の設置条件による効果を計算する場合は、「算定用 Web プログラム」を用いて計算することとする。

「算定用 Web プログラム」においてパネルの有効集熱面積を入力する際は、貯湯槽容量 100L 以上の場合には実際に設置した面積をそのまま入力する。貯湯槽容量 100L 未満の場合には本基準で評価可能なパネルの有効集熱面積の上限は 2m² であり、実際に設置するパネルの有効集熱面積が 2m² より大きい場合でもパネル面積を「2 m²」として評価する。

(5) 「換気」

換気設備の評価は、換気機器の種類、モーターの種類又は比消費電力の値によって行われる。表 1-22 に評価対象となる換気設備及びそれぞれの定義を示す。なお、本基準で評価対象とするのは 24 時間換気に使用している換気設備であり、台所用のレンジフードファン等の局所換気設備は対象外である。また、浴室暖房換気扇については、24 時間換気として使用する場合のみ、当該機器の空気搬送にかかるエネルギーのみを対象とし、浴室の暖房や乾燥に使用するエネルギーは換気の計算には含まない。

表 1-22 換気設備の種類と定義

換気設備の種類	定義
ダクト式第 1 種換気設備	住宅内にダクトを配置して、給気と排気を機械で行う換気設備。
ダクト式第 2 種または第 3 種換気設備	住宅内にダクトを配置して、給気又は排気を機械で行う換気設備
壁付け同時給排気型ファン	外壁に設置され、給気と排気を機械で行う換気設備。
壁付け給気型ファンまたは壁付け排気型ファン	外壁に設置され、給気又は排気を機械で行う換気設備。

モーターの種類を選択できるのはダクト式の換気設備のみであり、「DC モーター（直流モーター）」の有無を評価することができる。

比消費電力とは、換気設備の性能値であり、消費電力を送風量で除して求める（単位は W/（m³/h））。風量については設計風量もしくは実現風量（ダクト系統の圧力損失と送風機の P-Q 特性の交点における風量）を、消費電力については設計風量時もしくは実現風量時の消費電

力を用いる。ただし、AC モータを採用している設備については、機外圧力がかかっていない単体時の消費電力を用いることも可能である。「算定用 Web プログラム」では、小数点第三位を切り上げて入力する。「算定用シート」では、壁付け給気ファンまたは壁付け排気型ファンについてのみ、比消費電力が $0.2\text{W}/(\text{m}^3/\text{h})$ 以下のものは選択肢が異なる点に注意が必要である。

複数の種類の換気設備がある場合には、設計風量（もしくは実現風量）が最も多い設備の分類で評価する。

給気型パイプ用ファンおよび排気型パイプ用ファンを組み合わせた第 1 種換気システムにおける比消費電力の評価は、給気型パイプ用ファン又は排気型パイプファンのうち風量の多い方で行うこととする。

(6)「照明」

照明設備の評価は、居室及び非居室ごとの照明設備の設置の有無、白熱灯使用の有無、調光等の制御の有無について行う。評価の対象とする照明設備は原則として、小規模でも照明計画に含まれている場合は評価対象となる。例えば、洗面化粧台の付属の照明、造り付けの家具やカウンターに設置する小規模な演出照明なども該当するが、キッチンの換気扇に付属する手元灯については、現状では既製品が非常に少ないため、当面は対象外とする。

「算定用シート」に用いる評価では、LDK、LDK 以外の居室及び非居室それぞれについて白熱灯の有無、調光（非居室については人感センサーまたは照度センサー）の採用の有無によって評価を行う。ただし、LDK 以外の居室において調光制御の採用を「有」するためには、LDK 以外の全ての居室において当該制御を採用している必要がある。また、ここでいう調光制御とは、照明設備の明るさを段階的もしくは無段階で調節できるスイッチを指し、2 灯 1 灯（あるいは 4 灯 2 灯）などに切り替える段調光スイッチも、照明の評価における「調光」に含まれる。

(7)「太陽光発電」

太陽光発電設備の評価は、システム容量、パネル方位角、パネル傾斜角及び評価対象住宅の暖房方式によって行う。「算定用シート」による評価では、設置容量 2kW 又は 3kW 、パネル傾斜角 $0 \sim 30^\circ$ 、パネルの方位角は南面 $\pm 15^\circ$ 以内という前提条件のもとで暖房方式（全館連続運転、居室間欠運転）による確認を行う。前述の設置容量、パネル傾斜角及びパネル方位角の各条件と異なる場合は、「算定用 Web プログラム」による評価を行うこととする。

「算定用 Web プログラム」による評価では、システム容量、パネル方位角、パネル傾斜角を実際の設置条件に応じて評価できるほか、最大 4 面まで評価することができる。パネル傾斜角については設置勾配の第一位を四捨五入して選択することとする。なお、算定用 WEB プログラムで傾斜角 60 度 ~ 90 度設置のパネルを評価する場合は、傾斜角が 75 度未満の場合は「 60 度」、 75 度以上の場合は「 90 度」を選択すること。

(8)「コージェネレーション」

コージェネレーションの評価は、表 1-23 の種別に該当するものについて「算定用 Web プログラム」によって行うことができる。この条件にあてはまらない設備については評価できないため、「コジェネ選択」で「設置しない」を選択する。

表 1-23 コージェネレーションの種別

コージェネレーションの種別	適合条件
ガスエンジンコージェネレーション	<ul style="list-style-type: none">・ 発電能力：900W 以上 1100W 未満・ 燃料：天然ガス・LPG・ 排熱を給湯・温水暖房に利用
燃料電池コージェネレーション Type1 PEFC（固体高分子形）燃料電池	<ul style="list-style-type: none">・ 電気出力：900W 以上 1100W 未満・ 補助熱源：潜熱回収型ガス瞬間式・ 燃料：都市ガス・LPG
燃料電池コージェネレーション Type2 PEFC（固体高分子形）燃料電池	<ul style="list-style-type: none">・ 電気出力：600W 以上 900W 未満・ 補助熱源：従来型ガス瞬間式・ 燃料：都市ガス・LPG
燃料電池コージェネレーション Type3 PEFC（固体高分子形）燃料電池 （現状では評価不可）	<ul style="list-style-type: none">・ 燃料：石油
燃料電池コージェネレーション Type4 PEFC（固体高分子形）燃料電池	<ul style="list-style-type: none">・ 電気出力：600W 以上 900W 未満・ 補助熱源：潜熱回収型ガス瞬間式・ 燃料：都市ガス・LPG

また、上記の表に記載されていない SOFC(固体酸化物型燃料電池)についても、以下の方法により評価することが可能である。

- | |
|---|
| <p>① 定格総合効率 (LHV 換算) が 90% 未満の機種
「燃料電池コージェネレーション Type4 (総合効率 90% 未満)」を選択</p> <p>② 定格総合効率 (LHV 換算) が 90% 以上の機種
「燃料電池コージェネレーション Type1」を選択</p> |
|---|

なお、総合効率 LHV (低位発熱基準) とは、発電効率と熱回収効率の合計である。

第2章．省エネ住宅ポイント制度に係る業務手順・要領等

．審査・発行を行う機関、実施者

1．審査・発行の条件

(1) 業務の対象住宅

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとする。また、依頼の時期は着工前、着工後を問わない。

(2) 業務を行う機関

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行に関する業務は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員である登録住宅性能評価機関が実施することとする。

(3) 適合審査の実施者

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査（以下「適合審査」という。）の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とし、また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用することとする。

．業務の手順・要領

1．業務の引受

機関は、依頼者から適合審査の依頼があった場合は、以下の書類（正本及び副本）が提出されているか確認を行う。

書類名
省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式1号）
証明審査用提出図書（品確法施行規則第3条第1項に準じる）
省エネ住宅ポイント対象住宅（共同住宅等）適合性確認シート（該当する場合）
その他機関が必要とする書類

評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

2．確認事項

(1) 依頼のあった住宅が、機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること

(2) 依頼のあった住宅の建て方（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること

(3) 依頼のあった住宅の構造（木造住宅か木造住宅以外）の確認をすること

(4) 依頼のあった住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の確認をすること

(5) 依頼に評価書等の添付がある場合は、その書類の確認をすること

(6) 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと

3．提出図書に特に不備がない場合は、依頼者に対して引受承諾書等の交付を行う。

．適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、適用する省エネ住宅ポイント対象住宅基準に応じて次のとする。

1. 省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書
 (例) 仕様書、設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、 U_A 値等計算書等
2. 設置する設備機器等が明示された図書(該当する場合)
 (例) 仕様書、設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、 U_A 値等計算書、設備機器等が確認できる仕様書(カタログ等の写しを含む)、基準達成率算定シート、算定用 Web プログラムを使用している場合はプログラム出力表、省エネ基準の適合が証明できる書類(以下「評価書等」という。)を活用する場合は評価書等の写し
 評価書等が添付されている場合は、省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書等を省略できる。
 (評価書等)
3. 省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)の審査に必要な事項及び設置する設備機器等が明示された図書(該当する場合)
 (例) 設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、 U_A 値等計算書、設備機器等が明示された仕様書(カタログ等の写しを含む)、評価書等を活用する場合は評価書等の写し
 なお、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を同一の機関に同時に申請する場合には、適合審査に必要な提出図書のうち設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の提出図書と重複するものは省略することができる。(ただし、適合審査の内容が確認できる場合に限る。)
 (評価書等)

設計住宅性能評価書(断熱等性能等級 4、省エネルギー対策等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4、5 適合)
建設住宅性能評価書(断熱等性能等級 4、省エネルギー対策等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4、5 適合)
長期優良の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(フラット 35S(省エネ基準適合))
現金取得者向け新築対象住宅証明書(省エネ基準適合)
住宅性能証明書(省エネ基準)

平成 27 年 4 月 1 日以降の設計住宅性能評価申請から適用

・適合審査の実施

次の 1 から 4 のとおり実施する。なお、提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めることとする。

1. 省エネ基準(断熱等性能等級 4 又は省エネルギー対策等級 4)による場合

【適用範囲】木造住宅

住宅性能表示基準 5 - 1 に適合していることを提出図書により審査を行う。

なお、依頼時に住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができる。

2. 省エネ基準（一次エネルギー対策等級4又は5）による場合

【適用範囲】一般（全ての構造）又は木造住宅

平成27年4月1日より施行される住宅性能表示基準5-2に適合していることを提出図書により審査を行う。

3. 住宅事業建築主基準による場合

【適用範囲】一戸建ての住宅

住宅事業建築主基準に適合していることを提出図書により審査を行う。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができる。

4. 省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等（賃貸住宅を除く））による場合

【適用範囲】共同住宅等（賃貸住宅を除く）

省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）に適合していることを提出図書により審査を行う。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができる。

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等の発行

1. 「4. 適合審査の方法」による審査が完了し、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して省エネ住宅ポイント対象住宅証明書（別記様式2号）（以下「証明書」という。）省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書及び提出図書（副本）を発行する。（変更計画に係る場合は別記様式4号の証明書を発行）
2. 証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番を行う。
3. 依頼者から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行することとする。
4. 提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書（別記様式5号）を発行することとする。

変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した機関に限る）

証明書の発行後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る適合審査を行います。なお、審査の実施方法は から までと同一となる。また、 で発行した変更前の証明書の原本については受理したのち、機関の責任において廃棄を行う。

書類名	書式番号
変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書	別記様式3号

適合審査に要した図書のうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書	
変更前の証明書の原本	

評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

第3章 省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書について

1. 審査・発行の条件

(1) 業務の対象住宅

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務の対象住宅は、機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとします。省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の依頼の時期は工事完了後に限る。

(2) 適合確認の実施者

現行の耐震基準への適合確認（以下「適合確認」という。）の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者としてします。また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員及び評価員について準用する。

2. 審査対象

評価機関の審査の対象となる、省エネ住宅ポイント発行対象は以下の耐震改修ポイントの取得の申請のため、6に定める省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書書類（以下「証明書類」という。）が必要となる。

3. リフォーム（耐震改修）

契約 1	平成26年12月27日（閣議決定日）～
着工 2	契約締結日～平成28年3月31日
工事完了	予算成立日以降
完了報告 3	平成28年6月30日まで

1 発注者（所有者等）と施工者との工事請負契約（変更契約を含む。）

2 契約対象となる工事全体の着手

3 共同住宅で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

4. 耐震改修ポイントの発行対象については、 から の全てを満たす耐震改修工事となる。

省エネ改修工事（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて行う工事
昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事

従前は現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事

5. 耐震改修ポイントの取得を申請しようとする者は、省エネ住宅ポイント事務局に、必要な添付書類を添えて申請書を提出することが求められる。

耐震改修ポイントの申請に必要な書類は、耐震改修ポイント発行申請書、工事中に撮影された工事現場写真及び現行の耐震基準に適合していることを証明する書類などにな

る。

6. 4のうち、現行の耐震基準に適合していることを証明する書類としては以下のいずれかとなる。

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書

住宅耐震改修証明書（所得税用）

<租税特別措置法第41条の19の2第2項に基づく証明書等>

住宅耐震改修証明書（固定資産税用）

<地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書等>

7. 6のうち、 と については、既存の制度を活用したものであり、本要領では の省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務について説明する。

8. 提出書類

適合確認に必要な提出図書は、次のとおりとなる。

- (1) 住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書
- (例) 耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、耐震改修工事前後に行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書、耐震改修工事の写真等
- (2) 申請住宅の所在地及び建築年月日が確認できる図書
- (例) 登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書または建築年月日が記載された耐震診断書等

9. 業務の引受

機関は、依頼者から適合確認の依頼があった場合は、省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書（別記様式7号）のほか、2の図書が正副2部添付されていること及び以下の事項について確認し、提出図書に特に不備がない場合には依頼者に対して引受承諾書等を交付する。

- a. 依頼のあった住宅が、機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
- b. 依頼のあった住宅の建て方、又は種別（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること
- c. 依頼のあった住宅の着工日又は着工予定日、又は工事期間がポイント発行対象となる期間であること
- d. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
- e. 依頼のあった住宅の工事が完了していること
- f. 依頼のあった住宅の工事が、省エネ改修工事（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて行われること
- g. 依頼のあった住宅が、昭和56年5月31日以前に着工されたこと
- h. 依頼のあった住宅が、従前は現行の耐震基準に適合しないこと

10. 適合確認の実施

3の後、現行の耐震基準への適合性を提出図書により確認する、または一定水準以上の

耐震性能の評価を取得していることを確認する。

2で提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

11. 省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行

- (1) 現行の耐震基準に適合していると認める場合、依頼者に対して省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書(別記様式8号)(以下「耐震改修証明書」という。)を発行する。
- (2) 依頼者から紛失等による耐震改修証明書の再発行の依頼があった場合、耐震改修証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行する。
- (3) 提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して耐震基準等不適合通知書(別記様式9号)を発行する。
- (4) 耐震改修証明書等の発行は、依頼書及び提出図書の副本を1部添えて行う。

第4章 秘密保持等について

1. 料金について

適合審査及び適合確認料金については各機関にて設定する。

2. 秘密保持について

機関及び審査員又は評価員並びにこれらの者であった者は、この適合審査又は適合確認の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはいけない。

3. 帳簿の作成・保存

機関は、次の(1)から(11)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿又は(1)及び(12)から(20)までに掲げる事項を記載した省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる住宅の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅の構造
- (6) 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
- (7) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (8) 適合審査を行った審査員の氏名
- (9) 適合審査料金の金額
- (10) 証明書の発行番号
- (11) 証明書の発行を行った年月日又は省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知

書の発行を行った年月日

- (12) 適合確認の依頼を受けた年月日
- (13) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の種別
- (14) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地及び共同住宅の名称
- (15) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の発注者
- (16) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の工事期間
- (17) 適合確認を行った評価員の氏名
- (18) 適合確認を行った評価員の建築士の種別、登録を受けた都道府県（一級建築士の場合不要）、登録番号
- (19) 適合確認料金の金額
- (20) 耐震改修証明書の発行を行った年月日又は耐震基準等不適合通知書の発行を行った年月日

4．書類等の保存

帳簿は適合審査業務又は適合確認業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書又は耐震改修証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管する。

5．国土交通省等への報告等

機関は、公正な業務を実施するために国土交通省や省エネ住宅エコポイント事務局から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査又は適合確認の内容、判断根拠その他情報について報告等をする。

平成 27 年 2 月 13 日制定

別表

「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、14桁の英数字を用い、次のとおり表す。

『 - - - E - - - 』

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～7桁目 | 証明書発行日の和暦 |
| 9桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等 |
| 10～14桁目 | 通し番号(9桁目までの数字の並びの別に応じ、0001から順に付する。) |

省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

(株式会社日本住宅保証検査機構 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【住宅の所在地(地名地番)】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等^{*1} (個別依頼 一括依頼)

【住宅の構造】 木造 木造以外

【適用する省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準】

断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4 一次エネルギー消費量等級 4

一次エネルギー消費量等級 5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅基

準(共同住宅等)(断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4)

【評価書等の有無】 有 無

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価
設計住宅性能評価書 建設住宅性能評価書
- ・【フラット35】S(省エネルギー性)に関する基準に適合
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(新築住宅)
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定
認定通知書
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
適合証
- ・その他^{*2}

()

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

^{*1} 個別依頼の場合は住宅又は建築物の名称と併せて住宅番号を記載し、一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。

^{*2} 上記以外の評価書等を提出する場合は、内容を明示したうえで、その他の欄に記載してください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

省エネ住宅ポイント対象住宅における省エネ技術導入状況について、住宅の省エネルギー政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や省エネ住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社日本住宅保証検査機構
印

下記の住宅は、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の所在地（地名地番）
2. 住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
 断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4 一次エネルギー消費量等級 4
 一次エネルギー消費量等級 5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅基
 準（共同住宅等）（断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4）

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	- - - E - -
審査員氏名	

変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

(株式会社日本住宅保証検査機構 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅の変更省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の証明書】

1. 証明書発行番号
2. 証明書発行年月日
3. 証明書を発行した者
4. 変更の概要

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社日本住宅保証検査機構 印

下記の住宅は、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

- 1．住宅の所在地（地名地番）
- 2．住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）
- 3．住宅の建て方
- 4．住宅の構造
- 5．適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
 断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4 一次エネルギー消費量等級 4
 一次エネルギー消費量等級 5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅基
 準（共同住宅等）（断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4）

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	- - - E - -
審査員氏名	

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社日本住宅保証検査機構
印

下記の住宅については、下記の理由により省エネ住宅ポイント対象住宅証明書を発行できませんので、不適合通知書を発行します。

記

1. 住宅の所在地（地名地番）
2. 住宅又は建築物の名称（共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載）
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 理由

省エネ住宅ポイント対象住宅に係る証明審査
取り下げ届

年 月 日

(株式会社日本住宅保証検査機構 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

月 日に依頼した省エネ住宅ポイント対象住宅証明審査依頼につきまして、下記により依頼
を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 住宅の所在地 :

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準 引受承諾書

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社日本住宅保証検査機構 印

省エネ住宅ポイント対象住宅に係る評価基準の適合性について技術的審査依頼について、下記の通り引受けることを承諾します。

記

1. 引受日

平成 年 月 日

2. 引受けた業務

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の発行業務

3. 引受けた業務の対象

【住宅の所在地】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建て 共同住宅等

【住宅の構造】 木造 木造以外

4. 適用する省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準

断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4 一次エネルギー消費量等級 4
一次エネルギー消費量等級 5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）（断熱等性能等級 4 省エネルギー対策等級 4）

5. 業務期日

平成 年 月 日

6. 料金

	金	円他
内訳	契約金額	円
	消費税額	円（税率 8%）

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書

年 月 日

(株式会社日本住宅保証検査機構 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅において、現行の耐震基準への適合確認を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【住宅の種別】 一戸建ての住宅
共同住宅等 (総戸数¹ 戸 / 階数²)

【所在地(共同住宅の名称)】

【発注者】

【工事期間】 工事着手日 平成 年 月 日
工事完了日 平成 年 月 日

【工事の要件】 省エネ改修工事(窓/外壁・屋根・天井又は床の断熱改修)に併せて工事を行う
昭和56年5月31日以前に着工された住宅において工事を行う
従前は現行の耐震基準に適合しない住宅において工事を行う

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

¹住宅以外の用途で専用使用されている部分(店舗、事務所等)を除きます。

²地下部分も含めた階数を記入ください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

耐震改修ポイント対象住宅について、耐震リフォーム政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や省エネ住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅 1 の情報

住宅の種別	一戸建て 共同住宅等 (総戸数 ² 戸 / 階数 ³)		
所在地 (共同住宅の名称)			
発注者			
工事期間	工事着手日 平成 年 月 日	工事完了日 平成 年 月 日	

- 1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。
- 2 住宅以外の用途で専用使用されている部分 (店舗、事務所等) を除きます。
- 3 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った機関等の情報

建築士	建築士の種別	一級建築士 二級建築士 木造建	登録を受けた都道府県 ³		
	フリガナ		登録番号		
	氏名				
	上記のものが所属する建築士事務所の情報				
	フリガナ		電話番号		
	名称				
	登録年月日	昭和 年 月 日 平成	登録番号		
事務所の種別	一級建築士 二級建築士 木造建築士				
登録住宅性能評価機関	フリガナ		電話番号		
	名称				
	登録番号				
	確認を行った評価員の情報				
	建築士の種別	一級建築士 二級建築士 木造建	登録を受けた都道府県 ⁴		
	フリガナ		登録番号		
氏名					

4 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士
または登録住宅性能評価機関

印

耐震基準等不適合通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

株式会社日本住宅保証検査機構
印

下記の住宅については、下記の理由により省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書を発行できませんので、不適合通知書を発行します。

記

- 1 . 住宅の種別
- 2 . 所在地（共同住宅の名称）
- 3 . 発注者
- 4 . 理由